

受命裁判官認印

受命裁判官認印

## 和解調書

事件の表示	令和2年(ネ)第1912号
期日	令和3年7月20日午後3時00分
場所	大阪高等裁判所第8民事部和解室
受命裁判官	山田陽三
受命裁判官	倉地康弘
裁判所書記官	平尾良子
出頭した当事者等	控訴人代理人 小勝有紀 被控訴人代理人 山中力介

### 手続の要領等

受命裁判官（裁判所の和解勧告）

控訴人は、明治13年に開設された「京都府画学校」を母体とし、移管・改称等を経て昭和25年に「京都市立美術大学」となり、昭和44年に京都市立音楽短期大学との統合により「京都市立芸術大学」となった。

他方、被控訴人は、昭和52年に「京都芸術短期大学」として発足し、平成3年に設置された京都造形芸術大学と平成12年に統合して総合芸術大学に再編され、令和2年4月1日、「京都芸術大学」に改称した（以下「本件改称」という。）。

上記のとおり、当事者双方は、それぞれ同じ京都の地において、ともに芸術に関する研究、教育及びその他の活動に携わり、各方面で活躍する多数の卒業生を送り出してきたものであって、いずれも、芸術系大学として重要な役割を果たしていることができるが、被控訴人の本件改称を契機として両者の

間に紛争が生じ、控訴人が本件訴えを提起するに至った。

当裁判所は、原審及び当審における当事者双方の主張立証の内容を踏まえ、上記紛争を円満に解決し、当事者双方が将来に向けてそれぞれの研究、教育及びその他の活動に邁進するとともに、相互の新たな協力関係の構築を通じてより適切な法人運営を可能にするため、以下の内容の和解を勧告する次第である。

当事者間に次のとおり和解成立

#### 第1 当事者の表示

京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

控訴人（1審原告） 公立大学法人京都市立芸術大学

同代表者理事長	赤 松 玉 女
同訴訟代理人弁護士	宮 川 美 津 子
同	波 田 野 晴 朗
同	北 島 隆 次
同	小 勝 有 紀
同	飯 田 真 弥
同	溝 端 俊 介
同訴訟代理人弁理士	両 部 奈 穂 子

京都市左京区北白川瓜生山2番地116号

被控訴人（1審被告） 学校法人瓜生山学園

同代表者理事長	徳 山 豊
同訴訟代理人弁護士	牛 島 信
同	黒 木 資 浩
同	山 中 力 介
同	影 島 広 泰
同	小 山 友 太

同

福 田 航

## 第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（大阪地方裁判所令和元年（ワ）第7786号不正競争行為差止請求事件）記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 和解条項

1 (1) 控訴人は、被控訴人が被控訴人大学の名称として「京都芸術大学」及び「Kyoto University of the Arts」を使用することに自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない（不正競争防止法、商標法その他法的根拠を問わず、使用の差止め及び損害賠償を含む如何なる請求も自ら行わず、また、第三者をして行わせない。）。

(2) 被控訴人は、控訴人が控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を使用することに自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない（不正競争防止法、商標法その他法的根拠を問わず、使用の差止め及び損害賠償を含む如何なる請求も自ら行わず、また、第三者をして行わせない。）。

2 (1) 被控訴人は、今後、被控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を自ら使用せず、また、第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については、被控訴人は何らの責任を負わない。）。

(2) 控訴人は、今後、控訴人大学の通称又は略称として「京都芸術大学」を自ら使用せず、また、第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については、控訴人は何らの責任を負わない。）。

3 (1) 控訴人の「京都芸大」の商標登録について、被控訴人は、自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない。被控訴人は、今後、指定商品及び指定役務を問わず「京都芸大」及び「京芸」の商標登録の出願を行わない。

(2) 被控訴人の「京都芸術大学」の商標登録について、控訴人は、自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない。控訴人は、「京都芸術大学」の商標登録の出願を全て取り下げ、今後、指定商品及び指定役務を問わず「京都芸術大学」の商標登録の出願を行わない。

4 当事者双方は、互いに、相手方のこれまでの研究、教育及びその他の活動に敬意を表し、協力して芸術の発展に寄与することをここに表明するとともに、相手方の名称（通称又は略称を含む。）に関して互いに誹謗中傷を行わず、また、第三者をして誹謗中傷を行わせないものとする。

5 当事者双方は、本和解成立後直ちに、当事者双方の各ウェブサイトにおいて、それぞれ別紙記載のとおり、連名で公表するものとする。

6 当事者双方は、控訴人と被控訴人との間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 訴訟費用は、第1、2審とも、各自の負担とする。

裁判所書記官 平 尾 良 子

(別紙)

「京都芸術大学」の名称使用差止請求訴訟に関する和解成立のお知らせ

2021年7月20日

公立大学法人京都市立芸術大学が、学校法人瓜生山学園に対して、「京都芸術大学」の名称の使用差止を請求していた裁判について、両当事者は、かかる紛争を円満に解決し、京都市立芸術大学及び京都芸術大学が将来に向けてそれぞれの研究、教育及びその他の活動に邁進するために、和解の協議を進めてまいりましたが、本日、大阪高等裁判所において、別紙の内容の和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

【別紙において和解条項をそのまま掲載する。】

(控訴人)

公立大学法人京都市立芸術大学

理事長 赤松玉女

(被控訴人)

学校法人瓜生山学園

理事長 德山 豊

(以上)

これは正本である

令和 3 年 7 月 20 日

大阪高等裁判所第 8 民事部

裁判所書記官 平 尾 良 子

